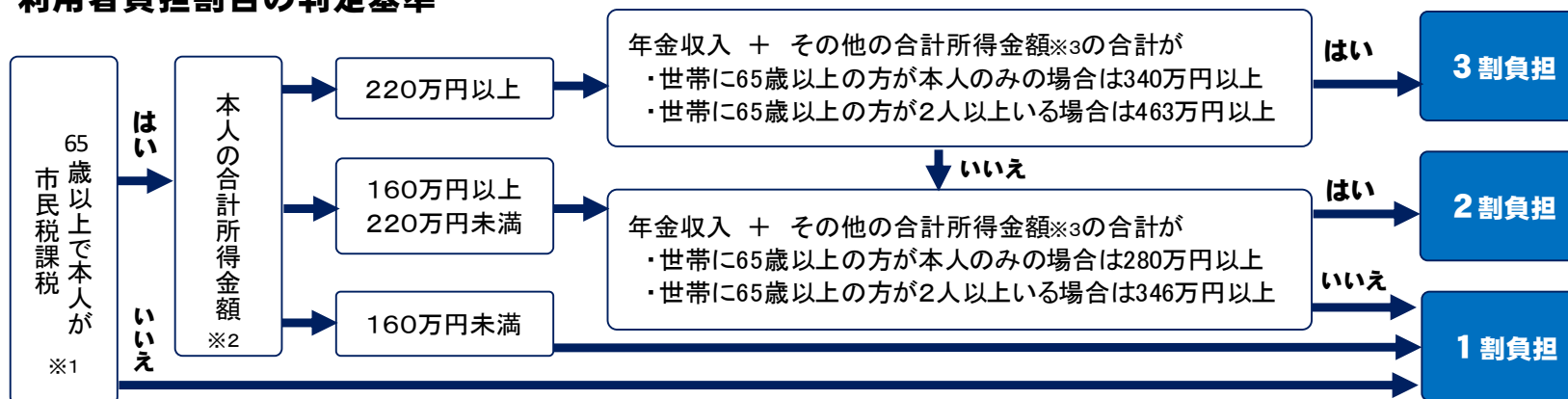


利用者負担割合の判定基準



- ※1 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は上記にかかわらず1割負担です。期間内に65歳の誕生日を迎える方は、65歳到達後の負担割合も併せて記載しています。
- ※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後の金額で、基礎控除や扶養控除などの人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。利用者負担割合の判定においては、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した金額で計算されます。また、当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除した金額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。
- ※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。また、当該その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した金額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。